

新型コロナウイルス感染症の影響を受けているクリニック・薬局の経営者の皆さまへ

VS COVID-19 対策マニュアル

資金対策編

2020.5.11

目次

資金対策編

融資制度・利子補給制度まとめ	・・・ P3
医療機関向け新型コロナウイルス対策融資制度	・・・ P4
医療機関向けコロナウイルス利子補給制度	・・・ P12
その他融資	・・・ P14
税・社会保険料の納付	・・・ P15
リンク集	・・・ P17

融資制度・利子補給制度まとめ



医療機関向けコロナウイルス対策融資制度

取扱機関・名称	融資限度額	融資利率	償還期間	問合せ先	備考	詳細	対象
独立行政法人福祉医療機構	診療所・助産所 医療従事者養成施設 指定訪問看護事業 400万円（無担保貸付 4000万円） 老健・介護医療院 1億円（無担保貸付 1億円） 病院 7.2億円（無担保貸付 3億円）	当初5年間 1億円まで無利子 1億円超の部分は0.2% 6年目以降0.2%	15年以内（償還期間：元金の返済猶予期間5年以内）	新規貸付 東日本：03-3438-9940 西日本：06-6252-0219	既往貸付 当面 6か月間の元金のお支払いについて、返済猶予のご相談に応じます。	P4	
日本政策金融公庫 新型コロナウイルス感染症特別貸付（国民生活事業）	6000万円	3,000万円以内の部分 当初3年間：基準利率-0.9% 3年経過後：基準利率3,000万円を超える部分 基準利率 3,000万円を限度として融資後3年目までは実質無利子化も可能	設備資金20年以内（うち据置期間は5年以内） 運転資金15年以内（うち据置期間は5年以内）	日本政策金融公庫相談ダイヤル 0120-154-505	無担保	P5	
日本政策金融公庫 新型コロナウイルス感染症特別貸付（中小企業事業）	3億円	1億円以内の部分 当初3年間：基準利率-0.9% 3年経過後：基準利率1億円を超える部分 基準利率 1億円を限度として融資後3年目までは実質無利子化も可能	設備資金20年以内（うち据置期間は5年以内） 運転資金15年以内（うち据置期間は5年以内）	日本政策金融公庫相談ダイヤル 0120-154-505	無担保貸付あり	P6	
商工組合中央金庫 新型コロナウイルス感染症特別貸付	3億円	1億円以内の部分 当初3年間：基準利率-0.9% 3年経過後：基準利率1億円を超える部分 基準利率 1億円を限度として融資後3年目までは実質無利子化も可能	設備資金20年以内（うち据置期間は5年以内） 運転資金15年以内（うち据置期間は5年以内）	商工組合中央金庫相談窓口 0120-542-711	無担保貸付あり	P7	
日本政策金融公庫 セーフティネット貸付	中小事業7.2億円、国民事業4,800万円	基準金利 ※貸付期間・担保の有無等により変動	設備資金15年以内（うち据置期間は3年以内） 運転資金 8年以内（うち据置期間は3年以内）	日本政策金融公庫相談ダイヤル 0120-154-505	無担保貸付あり	P8	
東京都制度融資新型コロナウイルス感染症対応緊急借換	2億8,000万円（無担保8,000万円）	融資期間に応じて、1.7%~2.2%以内（責任共有制度対象外の場合は1.5%~2.0%以内）	運転資金10年以内（据置期間2年以内）	東京都産業労働局金融部金融課 03-5320-4877	信用保証料は都が全額を補助（借換対象融資の元金返済が1年以上継続して行われていない場合は3分の2を補助）	P9	
東京都制度融資新型コロナウイルス感染症対応緊急融資	2億8,000万円（無担保8,000万円）	融資期間に応じて、1.7%~2.4%以内（責任共有制度対象外の場合は1.5%~2.2%以内）	運転資金 10年以内（据置期間2年以内を含む） 設備資金 15年以内（据置期間3年以内を含む）	東京都産業労働局金融部金融課 03-5320-4877	信用保証料は都が全額を補助	P10	
「新型コロナウイルス感染拡大に伴う特別運転資金」の取扱について（埼玉県医師信用組合）	金額：10,000千円以内	当初3年固定金利0.3%	5年以内（据置期間1年以内）	埼玉県医師信用組合 融資部 048-824-2651	担保：原則なし 保証人：原則なし	P11	

医療機関向けコロナウイルス利子補給制度

取扱機関・名称	利子補給額・期間	問合せ先	備考	詳細	対象
日本政策金融公庫 特別利子補給制度（従業員20名以下の医療機関）	期間：借入後当初3年間 補給対象上限：中小事業1億円、国民事業3000万円 限度額6,000万円の融資について、当初3年間の3,000万円以下の部分にかかる医療機関負担分の利息 限度額3億円の融資について当初3年間の1億円以下の部分にかかる医療機関負担分の利息 ※一旦公庫に返済後、支払い済み利子額を実施機関から補給	中小企業金融相談窓口 03-3501-1544	※利子補給の申請方法等、具体的な手続きについては、詳細が固まり次第、中小企業庁HP等で公表予定。	P12	
日本政策金融公庫 特別利子補給制度（従業員20名超の医療機関）	同上	同上	同上	P13	

医療機関向け新型コロナウイルス対策融資制度



取扱機関・名称	独立行政法人福祉医療機構
対象要件	<ul style="list-style-type: none">・施設利用者や従業員の方が新型コロナウイルスに感染したため、やむなく営業を停止した場合・施設利用者や従業員の方が新型コロナウイルスに感染したことに伴い、事業運営を縮小した場合・新型コロナウイルス感染症の防止のため、自治体などからの要請を受けて、休業した場合
融資限度額	診療所・助産所 医療従事者養成施設 指定訪問看護事業 4000万円（無担保貸付 4000万円） 老健・介護医療院 1億円（無担保貸付 1億円） 病院 7.2億円（無担保貸付 3億円）
融資利率	当初5年間 1億円まで無利子 1億円超の部分は0.2% 6年目以降0.2%
償還期間	15年以内（償還期間：元金の返済猶予期間5年以内）
問い合わせ先	新規貸付 開設地が東日本（北海道～三重県）：東京本部 保健医療貸付部 医療審査課 TEL 03-3438-9940 開設地が西日本（福井県～鹿児島県）：大阪支店 医療審査課 TEL 06-6252-0219 既往貸付 東京本部 顧客業務部 顧客業務課 TEL 03-3438-9939
備考	既往貸付 当面6か月間の元金のお支払いについて、返済猶予のご相談に応じます。

出典：[独立行政法人福祉医療機構ホームページ](#)

医療機関向け新型コロナウイルス対策融資制度



取扱機関・名称	日本政策金融公庫 新型コロナウイルス感染症特別貸付（国民生活事業）
対象要件	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時的に業況悪化を来している方であって次の（１）又は（２）のいずれかに該当し、かつ、中長期的に業況が回復し発展することが見込まれる方 （１）最近１か月の売上が前年又は前々年の同期と比較して５％以上減少している方 （２）業歴３か月以上１年１か月未満の場合は、最近１か月の売上が次のいずれかと比較して５％以上減少している方 ① 過去３か月（最近１か月を含みます。）の平均売上高 ② 令和元年12月の売上高 ③ 令和元年10月から12月の平均売上高
融資限度額	6000万円
融資利率	3,000万円以内の部分 当初３年間：基準利率－0.9％ ３年経過後：基準利率 3,000万円を超える部分 基準利率 3,000万円を限度として融資後３年目までは実質無利子化も可能
償還期間	設備資金20年以内（うち据置期間は５年以内） 運転資金15年以内（うち据置期間は５年以内）
問い合わせ先	日本政策金融公庫相談ダイヤル 0120-154-505
備考	無担保

出典：[日本政策金融公庫](#)

[経済産業省 新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ](#)

[財務省 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者の皆様へ](#)

医療機関向け新型コロナウイルス対策融資制度



取扱機関・名称	日本政策金融公庫 新型コロナウイルス感染症特別貸付（中小企業事業）
対象要件	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、次のいずれにも当てはまる方 1. 最近1か月の売上が前年または前々年同期に比し5%以上減少していることまたはこれと同様の状況にあること(注1) 2. 中長期的にみて、業況が回復し、かつ、発展することが見込まれること (注1) 業歴が3か月以上1年1か月未満の場合等は、最近1か月の売上が、次のいずれかと比較して5%以上減少していることをいいます。 ① 過去3か月（最近1か月を含む。）の平均売上高 ② 令和元年12月の売上高 ③ 令和元年10月～12月の平均売上高
融資限度額	3億円
融資利率	1億円以内の部分 当初3年間：基準利率－0.9% 3年経過後：基準利率 1億円を超える部分 基準利率 1億円を限度として融資後3年目までは実質無利子化も可能
償還期間	設備資金20年以内（うち据置期間は5年以内） 運転資金15年以内（うち据置期間は5年以内）
問い合わせ先	日本政策金融公庫相談ダイヤル 0120-154-505
備考	無担保貸付あり

出典：[日本政策金融公庫](#)

[経済産業省 新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ](#)

[財務省 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者の皆様へ](#)

医療機関向け新型コロナウイルス対策融資制度



取扱機関・名称	商工組合中央金庫 新型コロナウイルス感染症特別貸付
対象要件	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時的に業況悪化を来している方であって次の（１）又は（２）のいずれかに該当し、かつ、中長期的に業況が回復し発展することが見込まれる方 （１）最近1か月の売上が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少している方 （２）業歴が3か月以上1年1か月未満の場合や、店舗増加や合併、業種転換等により前年（前々年）同期と単純に比較できない場合等で、直近1か月の売上が次のいずれかと比較して5%以上減少している方 ① 過去3か月（最近1か月を含む。）の平均売上高 ② 令和元年12月の売上高 ③ 令和元年10月から12月の平均売上高
融資限度額	3億円
融資利率	1億円以内の部分 当初3年間：基準利率－0.9% 3年経過後：基準利率 1億円を超える部分 基準利率 1億円を限度として融資後3年目までは実質無利子化も可能
償還期間	設備資金20年以内（うち据置期間は5年以内） 運転資金15年以内（うち据置期間は5年以内）
問い合わせ先	商工組合中央金庫相談窓口 0120-542-711
備考	無担保貸付あり

出典： [商工組合中央金庫](#)

[経済産業省 新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ](#)

[財務省 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者の皆様へ](#)

医療機関向け新型コロナウイルス対策融資制度



取扱機関・名称	日本政策金融公庫 セーフティネット貸付（4号、5号、危機関連保証枠）
対象要件	新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置 2月14日（金）より、セーフティネット貸付の要件を緩和し、「売上高が5%以上減少」といった数値要件にかかわらず、今後の影響が見込まれる事業者も含めて融資対象
融資限度額	中小事業7.2億円、国民事業4,800万円
融資利率	基準金利 ※貸付期間・担保の有無等により変動
償還期間	設備資金 15 年以内（うち据置期間は3年以内） 運転資金 8 年以内（うち据置期間は3年以内）
問い合わせ先	日本政策金融公庫相談ダイヤル 0120-154-505
備考	無担保貸付あり

出典：[日本政策金融公庫](#) [経済産業省](#) [新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ](#) [財務省](#) [新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者の皆様へ](#)

セーフティネット保証とは？

経営の安定に支障が生じている中小企業者を、一般保証（最大2.8億円）とは別枠の保証の対象とする資金繰り支援制度。

○セーフティネット保証4号

幅広い業種で影響が生じている地域について、一般枠とは別枠（最大2.8億円）で借入債務の100%を保証。※売上高が前年同月比▲20%以上減少等の場合

○セーフティネット保証5号

特に重大な影響が生じている業種について、一般枠とは別枠（最大2.8億円、4号と同枠）で借入債務の80%を保証。※売上高が前年同月比▲5%以上減少等の場合

※ご利用手続の流れ（4号・5号）

①対象となる中小企業者の方は、本店等(個人事業主の方は主たる事業所)所在地の市区町村に認定申請を行います。

②希望の金融機関又は最寄りの信用保証協会に認定書を持参し、保証付き融資を申し込みます（事前相談も可）。

○危機関連保証【信用保証】

1. 危機関連保証とは？

全国の中小企業・小規模事業者の資金繰りが逼迫していることを踏まえ、全国・全業種※を対象として、信用保証協会が通常の保証限度額（2.8億円）及びセーフティネット保証の保証限度額（2.8億円）とは別枠（2.8億円）で借入債務の100%を保証する制度。※保証対象業種に限る。

2. 対象中小企業者

指定案件に起因して、原則として、最近1か月間の売上高等が前年同月比で15%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期比で15%以上減少することが見込まれること。（売上高等の減少について、市区町村長の認定が必要）

3. 内容（保証条件）

①対象資金：経営安定資金

②保証割合：100%保証

③保証限度額：一般保証等とは別枠で2億8,000万円

医療機関向け新型コロナウイルス対策融資制度



取扱機関・名称	東京都制度融資新型コロナウイルス感染症対応緊急借換
対象要件	①新型コロナウイルス感染症により事業活動に影響を受けており、かつ「最近3か月間の売上実績」又は「今後3か月間の売上見込」が令和元年12月以前の直近同期と比較して5%以上減少している。 ②保証付融資の利用があり、事業計画を策定し、経営改善等に取り組んでいる。
融資限度額	2億8,000万円（無担保8,000万円）
融資利率	融資期間に応じて、1.7%～2.2%以内 （責任共有制度対象外の場合は1.5%～2.0%以内）
償還期間	運転資金10年以内（据置期間2年以内）
問い合わせ先	東京都産業労働局金融部金融課 03-5320-4877
備考	信用保証料は都が全額を補助（借換対象融資の元金返済が1年以上継続して行われていない場合は3分の2を補助）

出典：[東京都産業労働局](#)

医療機関向け新型コロナウイルス対策融資制度



取扱機関・名称	東京都制度融資新型コロナウイルス感染症対応緊急融資
対象要件	①新型コロナウイルス感染症により事業活動に影響を受けており、かつ「最近3か月間の売上実績」又は「今後3か月間の売上見込」が令和元年12月以前の直近同期と比較して5%以上減少している。 ②保証付融資の利用があり、事業計画を策定し、経営改善等に取り組んでいる。
融資限度額	2億8,000万円（無担保8,000万円）
融資利率	融資期間に応じて、1.7%～2.4%以内 （責任共有制度対象外の場合は1.5%～2.2%以内）
償還期間	運転資金 10年以内（据置期間2年以内を含む） 設備資金 15年以内（据置期間3年以内を含む）
問い合わせ先	東京都産業労働局金融部金融課 03-5320-4877
備考	信用保証料は都が全額を補助

出典：[東京都産業労働局](#)

医療機関向け新型コロナウイルス対策融資制度



取扱機関・名称	「新型コロナウイルス感染拡大に伴う特別運転資金」の取扱について（埼玉県医師信用組合）
対象要件	新型コロナウイルス感染拡大による、患者減少等に伴う医療機関の運転資金需要に対し、迅速かつ柔軟に対応する為、表記貸出金をお取扱いいたします。
融資限度額	金額：10,000 千円以内
融資利率	当初3年固定金利0.3%
償還期間	5年以内（据置期間1年以内）
問い合わせ先	埼玉県医師信用組合 融資部 TEL：048-824-2651 E-mail：webmaster@stdb.co.jp
備考	担保：原則なし 保証人：原則なし

出典：[埼玉県医師信用組合](#)

医療機関向け新型コロナウイルス利子補給制度



取扱機関・名称	日本政策金融公庫 特別利子補給制度（従業員20名以下の医療機関）
対象要件	日本政策金融公庫または商工組合中央金庫の新型コロナウイルス感染症特別貸付を受けている方であって、次のいずれかの要件に該当する方 ・従業員20名以下の個人医療機関 要件なし ・従業員20名以下の法人医療機関 売上高△15%以上 ※売上高要件の比較は、上記貸付で確認する最近1ヶ月に加え、その後の2か月も含めた3か月間のうちのいずれかの1ヶ月で比較。
利子補給額・期間	期間：借入後当初3年間 補給対象上限：中小事業1億円、国民事業3000万円 限度額6,000万円の融資について、当初3年間の3,000万円以下の部分にかかる医療機関負担分の利息 限度額3億円の融資について当初3年間の1億円以下の部分にかかる医療機関負担分の利息 ※一旦公庫に返済後、支払い済み利子額を実施機関から補給
問合せ先	中小企業金融相談窓口 03-3501-1544
備考	※利子補給の申請方法等、具体的な手続きについては、詳細が固まり次第、中小企業庁HP等で公表予定。

出典：[日本政策金融公庫](#)

[商工組合中央金庫](#)

[経済産業省 新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ](#)

[財務省 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者の皆様へ](#)

医療機関向け新型コロナウイルス利子補給制度



取扱機関・名称	日本政策金融公庫 特別利子補給制度（従業員20名超の医療機関）
対象要件	日本政策金融公庫または商工組合中央金庫の新型コロナウイルス感染症特別貸付を受けている方であって、次のいずれかの要件に該当する方 ・従業員20名以上の法人医療機関 売上高△20%以上 ※売上高要件の比較は、上記貸付で確認する最近1ヶ月に加え、その後の2か月も含めた3か月間のうちのいずれかの1ヶ月で比較。
利子補給額・期間	期間：借入後当初3年間 補給対象上限：中小事業1億円、国民事業3000万円 限度額6,000万円の融資について、当初3年間の3,000万円以下の部分にかかる医療機関負担分の利息 限度額3億円の融資について当初3年間の1億円以下の部分にかかる医療機関負担分の利息 ※一旦公庫に返済後、支払い済み利子額を実施機関から補給
問合せ先	中小企業金融相談窓口 03-3501-1544
備考	※利子補給の申請方法等、具体的な手続きについては、詳細が固まり次第、中小企業庁HP等で公表予定。

出典：[日本政策金融公庫](#)

[商工組合中央金庫](#)

[経済産業省 新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ](#)

[財務省 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者の皆様へ](#)

・都道府県、市区町村の融資情報

J-NET21

・民間金融機関の融資について

民間金融機関において実質無利子・無担保融資

都道府県等による制度融資を活用し、民間金融機関にも実質無利子※・無担保・据置最大5年融資を拡大します。

あわせて、信用保証（セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証）の保証料を半額又はゼロにします。

※一部の都道府県等では、一度事業者に利子分をお支払いいただいた上で、事後的にお支払いいただいた利子分を事業者にお戻しすることで、金利負担が実質的に無利子となる仕組みとしています。

◆ 対象要件

国が補助を行う都道府県等による制度融資において、セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証のいずれかを利用した場合に、以下の要件を満たせば、保証料・利子の減免を行います。

	売上高▲5%	売上高▲15%
個人事業主（事業性あるフリーランス 含む、小規模のみ）	保証料ゼロ・金利ゼロ	
小・中規模事業者（上記除く）	保証料1/2	保証料ゼロ・金利ゼロ

◆ その他の要件

- ・ 融資上限額：3000万円
- ・ 補助期間：保証料は全融資期間、利子補助は当初3年間 ※条件変更に伴い生じる追加保証料は事業者の負担となります。
- ・ 融資期間：10年以内（うち据置期間5年以内）
- ・ 担保：無担保
- ・ 保証人：代表者は一定要件（①法人・個人分離、②資産超過）を満たせば不要（代表者以外の連帯保証人は原則不要）

出典：[経済産業省 新型コロナウイルス感染症関連](#)

[経済産業省新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ](#)

税・社会保険料の納付

納税を猶予する「特例制度」	<p>新型コロナウイルスの影響により事業等に係る収入に相当の減少があった方は、1年間、国税の納付を猶予することができますようになります。担保の提供は不要です。延滞税もかかりません。</p> <p>以下①②のいずれも満たす方（個人法人の別、規模は問わず）が対象となります。</p> <p>① 新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。</p> <p>② 一時に納税を行うことが困難であること。</p> <p>（注）「一時に納税を行うことが困難」かどうかの判断については、少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮に入れるなど、申請される方の置かれた状況に配慮し適切に対応します。</p>
国税納付猶予制度	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、国税を一時に納付することができない場合、所轄の税務署に申請すれば、法令の要件を満たすことで、原則として1年以内の期間に限り、換価の猶予が認められます（国税徴収法第151条の2）。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症に罹患された場合等、個別の事情がある場合は、納税の猶予（国税通則法第46条）が認められる場合もあります。</p>
地方税納税猶予制度	<p>収入が大幅に減少（前年同期比概ね20%以上の減少）した場合において、無担保かつ延滞金なしで1年間、徴収猶予できる特例を設ける。</p> <p>※ 令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する地方税について適用</p>

出典： [財務省 納税の猶予制度の特例](#)

[国税庁 新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方へ](#)

[総務省 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方税における対応について](#)

税・社会保険料の納付

公共料金の猶予制度	新型コロナウイルス感染症の影響による離職や収入の減少等により生活が困窮する者等への対応について、関係省庁より各事業者に対して、公共料金の支払猶予等に係る要請がなされています。
厚生年金保険料の猶予制度	新型コロナウイルス感染症により事業所の経営状況等に影響があり、一時的に厚生年金保険料等を納付することが困難な場合は、年金事務所に申請することにより、法令の要件を満たすことで、原則として1年以内の期間に限り換価の猶予が認められます。
固定資産税・都市計画税の軽減	中小事業者が負担するすべての設備や建物等の固定資産税及び都市計画税について、2020年2～10月の任意の3ヶ月の売上が前年同期比30%以上減少した場合は1/2に軽減し、50%以上減少した場合は全額を免除する。 中小事業者が新たに投資した設備等の固定資産税を軽減する現行の特例措置※について、対象資産に事業用家屋と構築物を追加の上、2023年3月末まで2年間延長する。 ※特例率は、ゼロ以上1/2以下で市町村の条例で定める割合（2月末時点で1,642自治体がゼロとしている）。

出典：[総務省 新型コロナウイルス感染症の発生により影響を受けた方々に対する公共料金の支払猶予に関する要請](#)

[経済産業省 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、電気・ガス料金の支払いが困難な皆様へ](#)

[厚生労働省 厚生年金保険料等の猶予制度について](#)

[経済産業省 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置](#)

参考リンク集

- [独立行政法人福祉医療機構ホームページ](#)
- [日本政策金融公庫](#)
- [商工組合中央金庫](#)
- [日本政策投資銀行](#)
- [一般社団法人全国信用保証協会連合会](#)
- [都道府県、市区町村の融資情報 J-NET21](#)
- [東京都産業労働局](#)
- [埼玉県医師信用組合](#)
- [経済産業省 新型コロナウイルス感染症関連](#)
- [経済産業省 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置](#)
- [経済産業省 新型コロナウイルス感染症で 影響を受ける事業者の皆様へ](#)
- [中小企業庁 セーフティーネット保証制度](#)
- [財務省 新型コロナウイルス感染症関連税制上の措置について](#)
- [財務省 納税の猶予制度の特例](#)
- [財務省 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者の皆様へ](#)
- [総務省 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方税における対応について](#)
- [国税庁 新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方へ](#)
- [総務省 新型コロナウイルス感染症の発生により影響を受けた方々に対する公共料金の支払猶予に関する要請](#)
- [経済産業省 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、電気・ガス料金の支払いが困難な皆様へ](#)
- [厚生労働省 厚生年金保険料等の猶予制度について](#)